（法第四百五十条の三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額）

第十五条の十　法第四百五十条に規定する三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受ける三輪以上の軽自動車　当該三輪以上の軽自動車を通常の取引の条件に従つて自動車等の販売業者から取得するとした場合における当該三輪以上の軽自動車の販売価額に相当する金額

二　前号に掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車　当該三輪以上の軽自動車が初めて前号に規定する車両番号の指定（以下この号において「初回車両番号指定」という。）を受けたときにおける前号に定める金額に、初回車両番号指定を受けた日の属する年の一月一日から起算した期間に応じて総務大臣が定める割合を乗じて得た額

（法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等）

第十五条の十一　法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

2　法第四百五十一条第一項第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

3　法第四百五十一条第二項に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年度燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4　法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用がある場合における前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び	自動車のエネルギー消費性能の評価及び公表に関する実施要領第二条に規定する十・十五モード燃費値（次項第二号及び第三項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（次項第二号及び第三項第二号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
	当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準達成車	自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項第二号及び第三項第二号において「JC〇八モード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車
第二項第二号	平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに
	当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車	JC〇八モード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車が平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車
第三項第二号	平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年度燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに
	当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車	JC〇八モード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車

（環境性能割に係る申告書等の様式）

第十五条の十二　法第四百五十四条第一項の規定により提出すべき申告書又は同条第二項の規定により提出すべき報告書の様式は、第三十三号の四様式によるものとする。

（環境性能割の修正申告書の記載事項）

第十五条の十三　法第四百五十五条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　納税義務者の氏名又は名称及び住所

二　三輪以上の軽自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所

三　三輪以上の軽自動車の取得がされた年月日